

# 第2次滝沢市交通安全計画

(令和5年度～令和7年度)



滝沢市交通安全対策会議

## 「第2次滝沢市交通安全計画」の策定にあたって

本市における交通安全対策については、「第1次滝沢市総合計画」における基本施策の一つである「安全・安心なまちづくり」の推進のため、交通事故発生件数の減少を目標として掲げ、各種交通安全対策を展開しております。これまで岩手県交通安全計画等に基づき、10次にわたり「滝沢市（村）交通安全計画」を策定し、国、県、市及び各関係機関・団体等が一体となって、交通安全対策を強力に推進してきたところです。

その結果、交通死亡事故については、平成26年から平成31年にかけて交通死亡事故ゼロ5年を達成し、交通事故発生件数・負傷者数についても減少しています。

しかしながら、今後を展望しますと、交通事故死者数の減少のみならず、交通事故そのものの減少が求められる中で、高齢者人口や高齢運転者の増加から、高齢者が関係する交通事故の増加が懸念されます。

交通事故の防止は、国、県、市及び関係機関・団体のみならず、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題であり、交通事故のない社会を目指して、諸対策を強力に推進していかなければなりません。

このたび策定しました第2次滝沢市交通安全計画は、「交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の計画的推進に必要な事項」を定めるものです。

この計画は、岩手県交通安全計画に整合させ進める必要がありますので、つど見直しを行っていく必要があります。令和7年度までの今後3年間の交通安全対策の指針となるものであります。

この計画では、県や本市の交通事故の特徴はもとより、本市の課題である「飲酒運転被検挙者数が多い」ことなどを踏まえ、「高齢者及び子どもの交通事故防止対策」、「交差点事故防止対策」、「夕暮れ時・夜間における交通事故防止対策」、「飲酒運転根絶対策」等の施策を、関係機関・団体が連携しながら総合的、重点的に進め、交通事故を減少させたいと考えております。

市民の皆様におかれましては、それぞれの立場で、この計画の実現に向けて、積極的に交通安全対策に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

## 目 次

計画の基本理念 -----	1
第1章 道路交通の安全 -----	3
第1節 道路交通安全についての目標 -----	4
1 道路交通事故の現状と今後の見通し -----	4
(1) 道路交通事故の現状 -----	4
(2) 道路交通事故の見通し -----	5
2 第2次交通安全計画における道路交通の目標 -----	6
第2節 道路交通の安全についての対策 -----	6
1 今後の道路交通安全を考える視点 -----	6
(1) 高齢者及び子どもの安全確保 -----	7
(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上 -----	7
(3) 生活道路における安全確保 -----	8
(4) 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進 -----	8
(5) 地域が一体となった交通安全対策の推進 -----	8
2 講じようとする施策〈7つの柱〉 -----	9
(1) 道路交通環境の整備 -----	9
ア 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 -----	9
イ 幹線道路における交通安全対策の推進 -----	10
ウ 交通安全施設等の整備事業の推進 -----	11
エ 高齢者等の移動手段の確保・充実 -----	11
オ 歩行者空間のユニバーサルデザイン化 -----	11
カ 効果的な交通規制の推進 -----	12
キ 自転車利用環境の総合的整備 -----	12
ク 災害に備えた道路交通環境の整備 -----	12
ケ 総合的な駐車対策の推進 -----	12
コ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 -----	12
(2) 交通安全思想の普及徹底 -----	13
ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 -----	13
イ 効果的な交通安全教育の推進 -----	14
ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進 -----	15
エ 交通安全専門員、交通指導員の育成・強化 -----	17
オ 市民の交通安全活動への参加・協働の推進 -----	17
(3) 安全運転の確保 -----	17
運転者教育等の充実 -----	17
(4) 車両の安全性の確保 -----	18
ア 自動車検査の推進 -----	18
イ 自転車の安全性の確保 -----	18
(5) 道路交通秩序の維持 -----	18
ア 交通指導の強化等 -----	18
イ 暴走族等対策の推進 -----	18
(6) 救助・救急活動の充実 -----	18

救助・救急体制の整備 -----	19
(7) 被害者支援の充実と推進 -----	19
交通事故被害者に対する援助等 -----	19
第2章 踏切道における交通の安全 -----	20
第1節 踏切事故のない社会を目指して -----	21
1 踏切事故の状況等 -----	21
2 近年の踏切事故の特徴 -----	21
3 第2次交通安全計画における踏切道の目標 -----	21
第2節 踏切道における交通の安全についての対策 -----	21
1 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点 -----	21
2 講じようとする施策 -----	21
(1) 踏切道の構造改良の推進 -----	21
(2) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 -----	22
資料編 主要交通統計 -----	23
滝沢市内における交通基礎数値（平成29年から令和3年まで） -----	24～25
滝沢市内における交通死亡事故発生状況 -----	26

# 計画の基本理念

## 1 交通事故のない社会を目指して

本市では、近年住宅地化の進行や郊外型大型店等の立地などにより、都市化が進んできたが、今後の人口減少と高齢化が進行する中、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、市民全ての願いである安全で安心して暮らすことができ、移動することができる社会を実現することが極めて重要である。

今なお交通事故（死傷を伴う交通事故をいう。以下同じ。）により毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素となっていることから、今後も更なる対策が必要となる。

また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失等をも勘案し、究極的には交通事故のない社会を目指すべきである。

交通事故のない社会の実現は一朝一夕にできるものではないが、交通安全対策基本法が制定されてから半世紀を経た今、交通事故被害者の存在に思いを致し、悲惨な交通事故の根絶に向けて、市民一人ひとりが関心を持ち、これまで以上に強力な取組みを継続していかなければならない。

## 2 人優先の交通安全思想

道路交通については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を確保するとともに、全ての交通の分野において、高齢者、障がい者及び子ども等の交通弱者の安全を一層確保する必要がある。交通事故がない社会は、交通弱者が社会的に自立できる社会でもある。

このような「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進していく必要がある。

## 3 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

道路交通について、高齢歩行者の交通事故とともに、高齢運転者による事故の減少を図ることが喫緊の課題である。

また、事業用自動車においても、運転者の高齢化の進展に伴い生じる課題に向き合う必要がある。

全ての交通の分野で、高齢化の進展に伴い生じる様々な交通安全の課題に向き合い、解決していくことが不可欠であり、高齢となっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会や、年齢・障がいの有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる社会を構築することを目指す。

## 4 交通社会を構築する三要素

本計画においては、①道路交通、②踏切道における交通のそれぞれの分野ごとに、計画期間内に達成すべき目標を設定するとともに、その実現を図るために講ずべき施策を明らかにしていく。

具体的には、①交通社会を構成する人間、②車両等の交通機関、③それらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、相互の関連を考慮しながら、交通事故の調査・分析を行い、これを情報発信することなどにより、市民一人ひとりの理解と協力の下、強力に安全対策を推進する。

第1に、「人間」に係る安全対策については、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識

の徹底等を図り、かつ、歩行者等に対する交通安全意識の徹底、指導の強化等を図る。

また、交通社会に参加する市民一人ひとりが、自らの交通安全意識を改革していくことが極めて重要であることから、そのための教育、普及啓発活動を充実させる。

第2に、「車両」に係る安全対策としては、人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結び付かないように、車両の検査等を実施するよう働きかける。

第3に、「交通環境」に係る安全対策としては、交通安全施設等の整備、施設の老朽化対策等を図る。

また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、人の移動空間と車両との分離を推進する。特に、道路交通においては、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等の歩道整備を積極的に行う。

## **5 救助・救急活動及び被害者支援の充実**

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動を行うとともに、「犯罪被害者等基本法」の制定を踏まえ、交通事故被害者等に対する支援を更に推進する。

## **6 参加・協働型の交通安全活動の推進**

交通事故防止のためには、市民の主体的かつ効果的な活動の推進が重要であることから、関係機関・団体等の緊密な連携の下に施策を推進するとともに、各地域での活動を積極的に支援し、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

## **7 効果的・効率的な対策の推進**

交通安全対策については、厳しい財政事情を踏まえつつ、交通安全を確保することが必要であり、少ない予算で最大限の効果を上げることができるよう取り組む。

また、交通安全に関する施策は、交通事故状況等の変化に応じて弾力的に推進するとともに、その効果を検証し見直しを図るなど、重点的かつ効果的に実施する。

さらに、交通の安全は、交通需要や交通の円滑性・快適性と密接な関係を有していることから、自動車の効率的な利用や公共交通への利用転換など道路利用の在り方も視野に入れた取組を行っていくほか、地震等に対する防災及び感染症による影響を踏まえた安全対策を講じる。

## **8 飲酒運転を許さない環境づくり**

本市居住者による飲酒運転は依然として後を絶たない状況にある。

飲酒運転を単に個人のモラルの問題として捉えるのではなく、市民すべてが関心を持ち、市全体の意識改革と飲酒環境の改善等、飲酒運転根絶対策を推進する。